

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び鈴鹿市公共下水道区域外流入分
担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月8日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第9号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び鈴鹿市公共下水道区域外流
入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

(鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第39
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改める。

改正後	改正前
(公示送達) 第13条 略 2 公示送達は、 <u>送達すべき書類を特定する ために必要な情報、その送達を受けるべき 者の氏名及び管理者がその書類を保管し、 いつでも送達を受けるべき者に交付する旨 (以下この項において「公示事項」という。)</u> <u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第 23号）第1条の8第1項に規定する方法に より不特定多数の者が閲覧することができ る状態に置く措置をとるとともに、公示事 項が記載された書面を鈴鹿市公告式条例（ 昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項 に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項 を市の事務所に設置した電子計算機の映像 面に表示したものの閲覧をすることができ</u>	(公示送達) 第13条 略 2 公示送達は、管理者が <u>送達すべき書類を 保管し、いつでも送達を受けるべき者に交 付する旨を、鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴 鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する 掲示場に掲示して行うものとする。</u>

<p><u>る状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>3 前項の場合において、<u>同項の規定による措置を開始した日</u>から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>	<p>3 前項の場合において、<u>掲示を始めた日</u>から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>
---	--

(鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成21年鈴鹿市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 公示送達は、<u>送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び管理者がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨</u>（以下この項において「公示事項」という。）<u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 公示送達は、管理者が<u>送達すべき書類</u>を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を、<u>鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>

<p>ものとする。</p> <p>3 前項の場合において、<u>同項の規定による措置を開始した日</u>から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>	<p>3 前項の場合において、<u>掲示を始めた日</u>から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例第13条の規定及び第2条の規定による改正後の鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。